

# ボランティア情報受付にあたってのガイドライン

平成 30 年度版

立正大学社会福祉学部ボランティア活動推進センターでは、以下の方針に基づき、対象が学生であることから、教育的な効果が望めるボランティア活動の掲示紹介を行います。

## 1. 対象となるボランティア活動

- ① 営利を目的としない活動
- ② 公益性・公共性が高い活動
- ③ 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った活動
- ④ 学生ボランティア活動推進に質する活動
- ⑤ 有償活動とボランティア活動を明確に区別している活動

## 2. 受付できないボランティア活動

- ① 政治的、宗教的活動を目的とする活動
- ② 危険が伴う活動
- ③ 本来有資格者によってなされるべき活動
- ④ 人体に有害な活動
- ⑤ 法令に違反する活動
- ⑥ 公序良俗に反する活動
- ⑦ 大学生が行う取り組みとして、不適切と判断される活動

## 3. ボランティア受入れ団体との申し合わせ

ボランティア受入れ団体と立正大学社会福祉学部ボランティア活動推進センターとは、以下の点を申し合わせ事項といたします。

- ① 有償活動とボランティア活動は内容を明確に区別していることとします。
- ② ボランティア活動に参加する学生に対し、各団体が活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動を始めることとします。
- ③ 活動をはじめる前には、各団体がオリエンテーション、研修等を実施し、必要な情報や留意点をあらかじめ伝達することとします。
- ④ ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこととします。
- ⑤ 保険の確認は必ず行ってください。